

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について下記のとおり、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和元年 8 月 22 日
東村山市議会議長 様

議席番号 9 番
質問者 佐藤 まさたか

記

1. 東村山市の子どもの命と安全を守るために

～無償化対象の認可外保育施設を限定する条例制定を

10 月からの幼児教育・保育「無償化」を目前にしても、未だ多くの課題が残る状態にあります。中でもとりわけ危惧されるのは、質の低い施設や事業までもが「無償化」の対象となることで、それらの利用促進が図られた結果、重篤な事故事案が増えることです。実際、警鐘を鳴らす専門家も多く、自身のお子さんを保育施設で亡くされた当事者による「赤ちゃんの急死を考える会」をはじめ、各方面から強い反対の声が上がっています。国は待機児解消の受け皿として、当面 5 年間は届出のみで「認可外保育施設の指導監督基準」と同等の基準を満たさなくても対象施設として認めるとしていますが、独自の取組みに踏み出す自治体が増えていることは、子どもの命と安全を守る責務を負う自治体として当然のことと思います。国も自治体が条例によって対象を一定の水準以上に限ることを認めています。当市においても、至急検討の上、取り組むべきと考え、以下質問します。

1. 認可外保育施設の現状と課題

- 1) 認可外施設・事業のうち、「無償化」対象となるもの、ならないものは何か。該当施設の市内における有無はどうか。
- 2) 市外施設・事業利用の際も「無償化」の対象となるか。市外の認可外施設・事業を利用している市民の実態を把握しているか。

2. 東村山市独自での取組みについて

- 1) 認可外の取り扱いについて、庁内ではどのような議論、検討がされたのか。
- 2) 認可外の施設基準にさえ満たない施設や事業については、市として把握した上で、正確な情報を提供する責任があるのではないか。どう取り組むのか伺う。
- 3) 当市でも条例制定を急ぐべきと考える。市長の見解を伺う。

2. 校則は誰のため？何のため？「人権」の視点で見直しを進めよう

発端は、ひとりの中学生からの質問でした。「うちの中学校は、靴下の色が白だけと決められています。でも塾で一緒の友だちの中学校は、色がついていても線の入っているものでも OK。服装が自由な中学校もあると知りました。どうしてなの？」と。私はこの素朴な質問に対して、「友だちや先生と話してみたら？」と返事をするとともに、「私も調べてみるから少し時間がほしい」と約束しました。今日はそれを起点に、以下質問します。

1. 市内中学校の校則（生徒心得）の現状について

- 1) 東村山市の市立中学校では、生徒手帳に収められている校則（生徒心得）だが、その法的な根拠を伺う。「校則」や「生徒規則」と呼ばずに「生徒心得」とされるのはなぜか。
- 2) 各中学校の「生徒心得」は、いつ、誰によって定められたのか。
- 3) 「校則の運用」についての国の考え方を伺う。当市では、全生徒の理解と共有については毎年どのように行い、教育現場としてどのように活かしているのか。また、入学時までには予め生徒・保護者にはどう周知しているか。
- 4) 毎年度の生徒手帳作製の過程と、要する費用を伺う。民間会社提供のデータが大量に使われている学校が多くあるが、契約内容を伺う。手帳作製の際、他校と比較検討をしたり、複数校が協力することなどはあるか。
- 5) 「校則の見直し」に関する国の考え方を伺う。当市では、どのような手続きで進められてきたのか。各校、「生徒心得」の内容に関する見直しが最後に行われたのはいつか。それはどのような理由、どのような手続きで行われたのか。

2. 7つの中学校の「生徒心得」の実際と、課題

※明文化されていないルールが他にあるかもしれないが、ここでは生徒手帳に明記されている事項について扱う

- 1) 学校ごとに生徒手帳の分量も「生徒心得」に割かれているページ数もかなり異なる。装や頭髪、身だしなみや様々な制限など、学校によって以下のような違いがあることについて、教育委員会としてはどう考えるか。「なぜ、そのようなルールなのか」を問われた際、生徒が納得するだけの説明はできるか。
 - i. 服装の制限（「標準服」着用・私服も可／Ｙシャツの下のシャツは白のみ／セーターやベストは学校指定のみ OK 等）
 - ii. 靴下の色や形状の制限（白のみ／3色 or 4色限定／ワンポイントやラインも OK

／くるぶしソックス NG／ストッキング NG 等)

- iii. 頭髪や身だしなみの制限（脱色・染色 NG／パーマも NG／2 ブロックも NG／髪飾り・ピン・ゴムも NG／バレッタ・カチューシャ・ヘアバンドも NG／整髪料やリップクリームの規制等）
- iv. 校内での行動制限（他クラスへの出入り NG／他フロアも NG／特定のフロアを指定して NG、体育館への移動中の私語 NG 等）
- v. 昼食に関する制限（時間は 20 分間／麺類やデザートは NG だが家庭で用意して弁当箱に詰めれば OK 等）
- vi. 飲み物に関する制限（水筒に入れれば OK／ビン・缶・紙パックは NG／水筒・ペットボトル・紙パック OK／中身は水かお茶のみ／スポーツドリンクも OK 等）
- vii. 違反物のルール、取り扱い（学校で預かり処理／返却は保護者と本人が来校し、再発防止の約束をしたら可等）
- viii. 他校にはあまり見られないルール（他校との接触を著しく抑制等）

2) 第一中学校では私服が認められている。服装に関する事細かな決まりもない。このようになった経過、評価と共に、全校での採用が検討されたことはあるのか、伺う。

3) 「校則は改めることができる」こと、及びその手続きについて明記されている学校と、そうでない学校があるが、どう考えるか。

3. 「自ら学び、考えて行動する」子どもたちが育つことを願い、以下伺う。

1) 東村山市教育委員会の 3 つの教育目標を改めて伺う。

2) 校則の見直しについては、「校則見直し状況等の調査結果について（平成 3 年 4 月 10 日 文部省通知）」において、「報告の内容を参考に～児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展等を踏まえ、指導の在り方を含め校則の積極的な見直しを図り、校則及び校則指導が適切なものとなるよう御指導願います」とし、「生徒指導提要（平成 22 年 3 月 文科省）」でも「絶えず積極的に見直さなければならない」「見直しが生徒の主体性を培う機会にもなる」と記されている。

さらに昨年 3 月の国会では、林芳正文科相（当時）が「最終的には校長の権限により適切に判断されるべき事柄であります、児童生徒が話し合う機会を設け

たり、保護者の意見を徴収するなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定するのが望ましいと考えています」と答弁している。

これらを踏まえ、当市の中学校ではどのように対応しているのか伺う。教職員の間では十分共有されているか。生徒会には伝わっているか。「校則は見直せる」ということを生徒、そして保護者が十分認識し、見直しを求める意思があれば反映される仕組み、取組みが必要ではないか。

- 3) 子どもの権利条約や障害者権利条約の批准とそれに伴う国内法、条例等の整備、外国出身の生徒、発達に課題を抱える生徒、経済的困窮世帯の生徒の増加、LGBT への配慮、セクハラやパワハラ等に対する社会意識の変化等、時代の進展を踏まえた議論が学校の中でも必要ではないか。
- 4) 生徒が法理を正しく理解するためにも、従うべき「規則」「ルール」と呼ぶべき事項と、かくあるべしという「心がけ」の混在は整理されるべきであり、校則の根拠と限界を確認する作業が必要ではないか。
- 5) 民主国家において、憲法や法律は国民の人権・権利を守るためにあり、その内容は代表者を通じて国民自らが決定する。この本質的な仕組みが、学校でも保障されると共に、生徒自らがそのことを学ぶことは極めて重要と考える。真に生徒が主役と言える学校を目指して、生徒、保護者、教員による三者協議会を設置して成果を上げている学校や、ガラパゴス化した校則を廃止して、生徒たち自らがルールや宣言を定めている学校も生まれている。当市でも、その学校だけで通用する校則から、社会のルールである憲法や法律を基盤としたものとなっていくよう、段階的にでも見直しを進めるべきと考える。またその際は、教職員の過重労働状態を考えれば、各校任せにすることなく、全体を俯瞰し、コーディネート、サポートできる教育委員会事務局がぜひ精力的に取り組んでいただきたいと思う。総括的な見地から、教育長のお考えを伺いたい。